

## 住宅リフォーム助成事業

平成30年4月から、定住促進及び地域経済の活性化を目的として、個人が泉佐野市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対して助成します。

※助成金の交付申請前に行われたリフォーム工事は対象外となります

### ●助成対象住宅

補助対象住宅は、下記のいずれかに該当する住宅（賃貸住宅は除きます。）で、店舗、事務所等との併用住宅にあつては、補助対象者の居住部分に限り、共同住宅にあつては補助対象者の居住専用部分に限りです。

- ・申請日において、10年以上居住している住宅
- ・泉佐野市内において、築5年以上で、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されたものであつて、補助金の交付を受けようとする者が居住又はこれから居住しようとする住宅。

### ●助成対象者

- ・市税について滞納が無い方。
- ・住宅リフォーム工事について泉佐野市内の施工業者を利用する方。

※ 泉佐野市内の施工業者とは、泉佐野市内に本店を有する法人又は泉佐野市内に住所を有する個人業者を言います。法人の場合は法人番号により、個人業者の場合は印鑑証明書の住所により確認します。また、建設業許可が必要となる工事については、建設業許可番号を確認します。

### ●助成内容

- ・補助の対象となる住宅リフォーム工事に要した費用の10%（最大10万円）  
（千円未満の端数は切り捨て）
- ・同一補助対象住宅及び同一補助対象者については、1回限りとなります。
- ・補助対象となる工事内容については、泉佐野市ホームページまたは下記までお問い合わせください。（外構工事や電気設備等の購入は対象外です。）

（泉佐野市ホームページトップ→各課のご案内→都市計画課

→定住・移住促進施策→住宅リフォーム助成事業）

問合せ先：

泉佐野市役所 都市計画課 計画係

072-447-8124(りんくうタウン駅ビル東棟2階)